

委員名	意見
岡田 昌也 (しが盲ろう者友の会)	<ul style="list-style-type: none"> ・手話を用いて学べる教育の場の整備。学校だけではなく、家庭の中、家族間でも手話を用いてコミュニケーションができるように学べる環境の整備。 ・職場や病院などにも手話通訳を設置する。 ・手話を使用しない盲ろう者に対しては、点字・指点字・拡大文字・音声など、その盲ろう者に合ったコミュニケーションを確保する。 ・盲ろう者通訳・介助者養成の確保。盲ろう者の情報保障につながる。 ・いつでもどこでも誰とでも自由にコミュニケーションができる環境づくり
奥村 信満 (近江八幡市 福祉保険部 障がい福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ●情報発信等 情報の発信等にあたっては、情報アクセシビリティが保障されたものとするという内容を盛り込む。 ●災害時の対応 市町との連携や連絡体制の整備についての内容を盛り込む。 ●市町その他の関係機関との連携 障がい特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備の推進および基本理念に対する県民の理解の促進にあたっては、市町その他の関係機関と連携を図るという内容を盛り込む。 ●コミュニケーション手段の充実 視覚障がい者、聴覚障がい者、盲ろう者、音声言語障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者等の障がい種別ごとのコミュニケーション手段についての内容を盛り込む。
織田 千瑛 (滋賀県手をつなぐ 育成会しが本人の会 なかよし会)	<ol style="list-style-type: none"> ① 知的障害のある人にもわかりやすい条例を作ってほしい。 ② 知的障害のある私たちのことを、私たち抜きで決めるのはやめてほしい。 ③ 知的障害の私たちが決めたこと、やってもいないのに、だめだときめつけるのは、やめてほしい。 ④ 知的障害の私たちが困った時に相談しやすいところを作ってほしい。 <p>○支援者によるまとめ(参考) (基本理念) 第4条 「私たちのことは私たち抜きで決めないで」という障害者権利条約の理念を実現するため、知的障害者の特性やニーズに合わせたコミュニケーションが保障されなければならない。</p> <p>2 知的障害者の自己決定は最大限尊重されることを基本として、必要な情報が不足なく提供されなければならない。</p> <p>(県の責務) 第5条 知的障害者が関わる条例は、わかりやすいものにしなければならない。 (意思疎通支援者の派遣・相談) 第12条 県は、知的障害者が困ったときに必要となる支援者の派遣や相談支援体制の整備を推進する。</p>

委員名	意見
<p>川本 航平 (JDDnet滋賀)</p>	<p><はじめに> 今回の議題設定では「内容」が重視されていますが、「条例名」や「条例文の分かりやすさ」も内容と同じくらい大切だと考えます。情報コミュニケーションについての条例を作るからには、県民にとっても分かりやすい条例にしたいです。 <実効性のある条例とするために盛り込むべき内容> ・県民や事業所の責任について。「障害者差別解消相談員や地域アドボケートの活動に協力する」責任を明記 ・県が行う普及・啓発について。「障害当事者や支援者・関係者、市町村等と積極的に連携し、総合的かつ効果的な普及啓発となるよう努める」と記載 ・支援者の確保について。「県が行う事務や事業だけでなく、事業所や学校の取組を支援する」と記載。 ・合理的配慮の提供にかかる公的助成について記載 <分かりやすい条例とするために> ・コミュニケーション手段についての具体的な記載(例示) ・合理的な配慮についての具体的な記載(例示) ・「県民や事業所、学校の役割」が意図する所について記載 ※別紙に条例私案</p>
<p>崎山 美智子 (滋賀県手をつなぐ育成会)</p>	<p>前 文 * どんなに障害が重くても、誰にでも意思があり自ら意思決定できる重要性 * 手話、その他の形態の非音声言語も言語であること * ピクトグラムなど確立していない非音声言語もあること 目 的 * 知的障害児の就学免除など教育を受ける権利を奪われてきた歴史的背景 * 意思決定支援の3原則の普及 * その他の非音声言語も言語であることの普及・総合的施策の推進 基本理念 * どんなに障害が重くても、誰にでも意思があること * 過不足ない情報の取得により自ら意思決定できること * ピクトグラム・マカトンなど確立していない非音声言語もあること 県の責務 * 意思決定支援の促進に関する総合的な施策の推進 * 言語としてのその他の形態の非音声言語の普及等に係る施策の実施 普及・啓発 * 意思決定支援の3原則に対する理解のための啓発等 * その他の非音声言語も言語であることの普及・啓発等 学校における県の取組 * 知的障害児が言語を習得し、習得した言語で学習できる教育環境の整備 学校設置者等の役割 * 児童が自ら意思決定できる機会の確保・環境の整備 * その他の非音声言語を必要とする児童への学習機会の確保 調査研究 * 意思決定支援の調査研究の推進 * ピクトグラムなど確立していない非音声言語の普及・調査研究の推進 県民等の役割 * 言語としてのその他の形態の非音声言語の普及等に係る施策への協力 * 手話だけでなく、その他の非音声言語も盛り込んで頂きたい * 意思決定支援の視点を盛り込んで頂きたい * どんなに障害が重くても取り残さないという理念を崩さないで頂きたい</p>

委員名	意見
<p>佐藤 信吾 (滋賀県大人の 発達障害者の会 niwaniwa)</p>	<p>○手話言語条例 ・「一体化」がどうしても受け入れられないのならば、「並立化」はどうか？ ・各地の様々な手話言語条例を見ていると、「手話はろう者のもの」と定義されている条例が多いように思う。滋賀県の条例では、手話は、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人のものであり、滋賀県民全体のためのものと定義したい。 ・「手話」の定義を広く、しっかり取りたい。手話の定義を「日本手話」「日本語対応手話」「中間手話」「口話併用手話」「シムコム(simu-com, simultaneous communication)」「触手話」及び「宮窪手話」のような地域で使われる方言的な手話も含むものにしたい。</p> <p>○情報コミュニケーション条例 ・「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)」という書き方は、当事者として絶対に嫌です。「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害」と並びたててほしい。 ・条例は、なるべくわかりやすい言葉で作りたい。それが難しければ、わかりやすい言葉を使ったバージョンをあわせて作りたい。障害のある子どもにも届くような。 ・少なくとも、日本で一番当事者の声が反映された条約にしたい。 ・発達障害は「コミュニケーションの障害」を持つが、それがどのような障害なのか、どのような合理的配慮が必要なのかを盛り込んでほしい。 ・ASD・ADHD・LDなど、発達障害の様々な面について、どのように情報コミュニケーションを保障するのかを書いてほしい。 ※別紙に手話言語条例私案</p>
<p>宿谷 辰夫 (滋賀県中途失聴 難聴者協会)</p>	<p>(目的として) 「この条例は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、すべての国民が、情報アクセス及びコミュニケーションの困難の有無によって分け隔てられることがない共生社会を実現するため、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションを保障する施策に関し基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、障害者の地域生活と社会参加の支援等のための具体的な施策を総合的にかつ計画的に推進することを目的とするものであること」等を盛り込まれたい。</p> <p>(定義として) 「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。 「言語」とは、音声言語及び手話言語その他の形態の非音声言語。 「コミュニケーション」とは、音声、手話、筆談、点字、文字表示、わかりやすい言葉、拡大文字、指文字、手話、要約筆記、触手話、朗読等の通訳者や説明者等の人的支援・・・等を盛り込まれたい。</p> <p>(基本理念として) 「障害者が、障害のない者と平等な生活を営むため、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションが保障される権利を有しており、必要かつ合理的な配慮を講ずること」等を盛り込まれたい。</p> <p>(基本計画の策定及び推進) 「県は、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションを保障する環境を整備するために、障害者基本計画において、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障をそれぞれ一つの独立した施策として位置づけ、総合的かつ計画的に推進しなければならないこと」等を盛り込まれたい。</p> <p>(県の責務) 県は、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障に係る実態を把握し、その状況を広く県民に公表しなければならないこと。 県は、市町と連携を図りつつ、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションを保障する環境の整備を行わなければならないこと。 県は、コミュニケーション支援者の養成と認定、研修を行わなければならないこと。 以上、盛り込まれたい。</p>
<p>関根 千佳 (ユーディット 同志社大学政策学部)</p>	<p>※別紙に条例私案</p>

委員名	意見
<p>中西久美子 (滋賀県ろうあ協会)</p>	<p>基本的に別立型の条例を制定すること。 ① ろう者の大きな課題は、手話言語の獲得と言語施策を含めた総合的な施策を推進すること。 大阪府では、乳幼児(聞こえない子ども)の手話言語獲得事業が実施されているのは、大阪府手話言語条例があるからです。聞こえない子どもが生きていく上で、アイデンティティを確立することは不可欠です。このアイデンティティ確立のために手話言語を獲得するための支援に関する具体的な取り組みを行うこと。 ② 手話言語条例にあたり、具体的な施策を当事者とともに意見を出し合いながら協議していく場として、手話言語条例施策推進協議会設置を規定すること。 ③ 手話言語に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。(予算措置、施策と相まって定期的、継続的な実効性の検証が必要であること) 鳥取県の例を挙げると、鳥取県は手話を言語として認め、様々な分野の関係機関が協働して継続的に取り組むことを条例で定め、教育・行政・民間を含め、地域に暮らす住民が一体となって実践している。 ※条例の記載内容について別紙</p>
<p>西村 武 (滋賀湖声会)</p>	<p>参考資料2に関して、特に意見はありませんが、追加として、市町村、その他の関係機関との連携(岐阜県参考)は必要ないですか。</p>
<p>林 優子 (多賀町福祉保健課)</p>	<p>・これまで、この小委員会では、それぞれのお立場からご意見をいただき、時間をかけて貴重な議論を重ねてきた経過を踏まえ、滋賀県としてこの条例を何のために制定するのかを改めて明記する必要があると考えます。県内の各市町の条例についても県条例に習って動けるようにという思いもあります。 目的の条文の中には、「全ての県民が互いに人格と個性を尊重する共生社会の実現」についての条文は必須の内容であり、それに前述したこの小委員会での委員の皆様の思いが反映できる内容を希望します。 ・6町代表として委員をさせていただいていますが、大きな市と違って人口7千人程度の小規模な町においては、大きな市レベルと同じようにはできないことが大変多いため、県条例には、「市町への支援」として、「市町の求めに応じ、助言や必要な支援を行う」という内容をぜひとも盛り込んでいただきたい。</p>
<p>堀井 新兵衛 (滋賀県難病連絡協議会)</p>	<p>諸般の事情によりまして出席日数が少ない為、話の内容につきいささかピントがずれているかも知れませんが、ご理解下さい。 前回、条例の形についての意見の所で述べましたが、私共難病連絡協議会には膠原病、リュウマチ、スモン病、筋無力症、パーキンソン病ALS、腎臓病、網膜色素変性症、脊髄靱帯骨化症の方が所属して頂いております。今回は、これらの病種の方々とは全く間違った施策により、遺伝性、伝染性と風評を悪く認識させられ、家の中に閉じ込められたキライがあると聞いておりますので、その意味での手話であり、言語であり条例への第1歩だと思っております。特にごく最近までまかり通っていたハンセン病の隔離生活の場合のようなことも考える必要があります。手話、言語、情報コミュニケーションとして施策、条例として表へ出ると又、その方もより日の当たる社会へ出て頂けると思いますどのような方法、体制とするかはこれからと思っております。</p>

委員名	意見
<p>山野 勝美 (滋賀県視覚障害者福祉協会)</p>	<p>1 障害者の人権を尊重し、個人としてその尊厳を重んじる。(本人を無視して介助者や保護者にだけに話しかけない。)</p> <p>2 アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実(音訳図書、点字図書等の製作の支援)、また、それらを円滑に利用するための支援の充実。</p> <p>3 アクセシブルなホームページの作成(テキストファイルでの資料の提供)</p> <p>4 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援</p> <p>5 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進。</p> <p>6 書籍等の製作をするための人材の育成(音訳者、点訳者等の人材の育成、資質向上を図るための研修の実施。)</p> <p>7 点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質向上を図るための研修の実施等。</p> <p>8 法律または条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査または投票において、障害者が円滑に投票できるようにするための取組を促進するための情報の提供。(選挙公報の点字・音声・拡大文字等の提供)</p> <p>9 視覚障害児童の点字を学習する機会の提供、教職員が点字に関する知識・技術向上に必要な措置</p> <p>10 以上の施策を推進するための財政上の措置</p>
<p>山本 廣美 (滋賀県手話通訳問題研究会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・言語としての手話の意義を明文化する。 ・幼児、及び保護者が手話を獲得できるように専門機関等と連携を持つ。 ・成人聴覚障害者が、手話を獲得する場を保障する ・きこえない子どもの手話による学習権を保障する。 ・手話で指導できる教員を養成、確保する。 ・きこえない子どもが手話を言語として学ぶ機会を保障する。 ・県民が手話を学ぶ機会を保障する ・いつでもどこでもだれでも 手話が使え環境を整備する ・手話でコミュニケーションできる職員を、県立施設・公的機関等に配置する。 ・手話通訳者を確保し、養成する ・事業者の手話通訳派遣を支援する。 ・手話を用いた情報を発信する。 ・滋賀県手話施策推進協議会を設置する。 ・財政上の措置を講ずる。
<p>吉田 久美子 (全国要約筆記問題研究会 滋賀支部)</p>	<p>(1) 4. 基本理念 第1項目に「障害の特性に応じた意思疎通手段の選択の機会の確保…」とありますが、途中で障害を負った人には、選択できるだけの知識がありません。障害受容を含め、必要なリハビリが受けられるよう新規に認定された者への研修プログラムを設けていくべきだと思います。障害認定を行う県の責務に入るのかもしれませんが。</p> <p>(2) 9. 学校における県の取り組み ①難聴児童に対しては、手話だけでなく、できるだけ若いうちに保有聴力を生かした意思疎通手段や集団の中での補聴援助システムについての知識や情報提供が必要だと思います。集団と交わる機会が必要です。 ②障害のある児童には、どこにいても、自らの障害を他の人に説明できるように育ててほしいと思います。 ③障害児の保護者を対象に前述①の情報提供の機会を設けていただきたいです。</p> <p>(3) 16. 調査研究 については、意思疎通支援者の高齢化と人材不足のため、できるだけ速やかに進めていただきたいです。 (総合的な施策の推進や実施という文言にすべて含まれているのかと思いますが、細かく、あげさせていただきました)</p>